

ACTUS インボイス制度開始直前 「売手側のチェックポイント」

Check point 1

適格請求書発行事業者の登録申請を行う

インボイス(適格請求書)を交付できるのは、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)に限られるので、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」を提出し、登録を受ける必要がある。

Check point 2

適格請求書発行事業者の義務を確認する

インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)には、以下の義務があります。

- ①インボイス(適格請求書)の交付義務
- ②返還インボイス(適格返還請求書)の交付義務、
- ③修正した適格請求書の交付義務
- ④上記①から③の写し又は電磁的記録の保存義務

Check point 3

インボイス(適格請求書)の記載事項を確認する

インボイス(適格請求書)には、一定の必要事項を記載しなくてはならない。区分記載請求書の記載内容に加えて「**登録番号**」、「**税率ごとの消費税額及び適用税率**」の記載が必要となる。

一の書類のみで全ての記載事項を満たさなくても、書類の相互の関連が明確等であれば、複数の書類で記載事項を満たすこともできる。例えば、納品書と請求書など。

Check point 4

適格請求書に記載する消費税額に注意する

適格請求書に記載する消費税額等は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う。個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められない。

Check point 5

返還インボイス(適格返還請求書)の記載内容を確認する

「値引き」「返品」「割戻し」等の「売上げに係る対価の返還等」を行う場合は、返還インボイス(適格返還請求書)の交付義務が課されているため、その記載内容を確認する。

適格請求書と合わせて、一枚の書類で交付することも可能であるが、返品伝票や割戻しの計算書など、単独で交付する場合もあるため、その際には記載内容に注意する必要がある。

Check point 6

少額な返還インボイスは交付義務が免除される

売上げに係る対価の返還等の金額が、税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除される。これが大きく影響するのは、売掛金から差し引かれた振込手数料である。

すなわち、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常その振込手数料相当額は1万円未満となるので、売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除される。

Check point 7

売上税額の計算方法を確認する

売上税額の計算方法は、原則は「割戻し計算」、特例は「積上げ計算」である。

売上税額を、特例である「積上げ計算」により算出した場合、仕入税額も「積上げ計算」によらなければならないので、注意が必要となる。

Check point 8

適格請求書の電子化を検討して経理DXを実現する

インボイス制度からは請求書を電磁的記録により交付することができるため、書面(紙)による交付ではなく、「電子請求書の交付」又は「デジタルインボイスによる交付」など、請求書発行の電子化を検討する。その際に、適格請求書の控えの保存方法についても検討を行う。

さらには、売上請求書交付後の売掛金管理から入金消込までのいわゆる「債権管理業務」についても、クラウドや、ツール・システムの活用を検討して、経理DXを実現する。

| | | |
|---|---|---|
|  | アクタス税理士法人 | |
| | アクタスマネジメントサービス㈱ | |
| | 【 URL 】 https://www.actus.co.jp | 【 MAIL 】 info@actus.co.jp |
| 【赤坂事務所】 | 東京都港区赤坂四丁目2番6号 | TEL: 03-3224-8888 FAX: 03-5575-3331 |
| 【立川事務所】 | 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F | TEL: 042-548-8001 FAX: 042-548-8002 |
| 【大阪事務所】 | 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F | TEL: 06-6449-8682 FAX: 06-6449-8683 |
| 【長野事務所】 | 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOビル2F | TEL: 0265-59-8070 FAX: 0265-59- |

アクタスウェビナー

